

# 千葉市養護教育センター運営協議会要綱

## (設置)

第1条 千葉市養護教育センター（以下「センター」という。）の運営等に関し協議を行うため、千葉市養護教育センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、センターの事業計画その他の重要事項について協議する。

## (組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 前項の委員は、教育委員会事務局及び市立学校の職員のうちから教育長が選任した者とする。

## (会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

## (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成8年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

## 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。